

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第31号

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2款 鳥取東保健センター（第36条・第37条）」を「第2款 削除」に改める。

第5条中「指導主事」の次に「、学芸員」を、「心理担当支援員」の次に「、統括支援員」を加える。

第7条の表企画推進部の部政策企画課の項中「地方創生・デジタル化推進室」を「地方創生推進室」に改め、同部情報政策課の項中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改め、同表福祉部の部長寿社会課の項中「、医療介護連携係」を削り、同表健康こども部の部こども家庭局の款幼児保育課の項中「保育係」を「入所認定係、施設給付係」に改め、同款こども家庭相談センターの項を次のように改める。

こども家庭センター	家庭相談係、児童相談係、子育て支援係
-----------	--------------------

第7条の表健康こども部の部保健医療課の項中「感染症・疾病対策係」の次に「、予防接種推進係」を加え、「、新型コロナワクチン接種対策室」を削り、同部健康・子育て推進課の項を次のように改める。

健康づくり推進課	庶務係、地域保健第一係、地域保健第二係、食育推進係、健診推進室、鳥取東保健センター
----------	---

第7条の表都市整備部の部都市環境課の項中「都市環境課」を「河川公園課」に改め、同部建築指導課の項中「建築指導係」の次に「、空家対策係」を加える。

第8条財産経営課の項第5号中「、駅南庁舎、旧本庁舎及び第二庁舎(敷地を含む。)」を「及び駅南庁舎」に改める。

第9条政策企画課の項中第9号を削り、同条情報政策課の項中「情報政策課」を「デジタル戦略課」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) デジタル化施策の推進に関すること。

第9条の2協働推進課の項第10号中「の管理・運営」を削り、同条環境局生活環境課の項中第19号を削る。

第10条の2子ども家庭局子ども未来課の項に次の2号を加える。

(8) 不妊治療費の助成に関すること。

(9) 小児慢性特定疾病患者の医療費の助成及び支援に関すること。

第10条の2子ども家庭局子ども家庭相談センターの項中「子ども家庭局子ども家庭相談センター」を「子ども家庭局子ども家庭センター」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 妊産婦・乳幼児保健に関すること。

(8) 女性の健康問題の相談等に関すること。

(9) 広域的な母子保健・思春期健康問題に関すること。

第10条の2健康・子育て推進課の項中「健康・子育て推進課」を「健康づくり推進課」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条都市企画課の項第3号中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」に改め、同条都市環境課の項中「都市環境課」を「河川公園課」に改め、同条建築指導課の項第23号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第14条下水道企画課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(11) 下水道等施設の災害復旧（応急復旧に限る。）に関すること。

第14条下水道経営課の項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 下水道等の施設の供用開始に関すること。

第14条下水道経営課の項に次の1号を加える。

(12) 下水道等施設への接続に係る普及促進に関すること。

第14条下水道建設課の項に次の1号を加える。

(3) 下水道等施設の災害復旧（本復旧に限る。）に関すること。

第16条第1項中「こども家庭相談センター」を「こども家庭センター」に改め、「環境局長の指揮を受けるものにあつては環境局長」の次に「、こども家庭局長の指揮を受けるものにあつてはこども家庭局長」を加える。

第17条第2項中「こども家庭相談センター」を「こども家庭センター」に改める。

第18条第3項中「人権政策局長及び環境局長」を「人権政策局長、環境局長及びこども家庭局長」に改め、同条第6項中「こども家庭相談センター」を「こども家庭センター」に改め、同条第11項中「主査」の次に「、総括主査」を加え「及び主幹」を「、主幹及び総括主幹」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第21条の表鳥取市がん対策推進会議の項及び鳥取市歯科保健推進協議会の項中「健康・子育て推進課」を「健康づくり推進課」に、同表鳥取市小児慢性特定疾病審査会の項中「健康・子育て推進課」を「こども未来課」に改め、同表鳥取市空家等対策協議会の項中「第7条」を「第8条」に改める。

第23条市民福祉課の項第38号中「健康・子育て推進課」を「健康づくり推進課」に改め、同条産業建設課の項第32号中「都市環境課」を「河川公園課」に改める。

第27条の表長寿社会課の項中「、医療介護連携係」を削り、同表幼児保育課の項中「保育係」を「入所認定係、施設給付係」に改め、同項の次に次のように加える。

こども家庭センター	家庭相談係、児童相談係、子育て支援係
-----------	--------------------

第31条第2項の表幼児保育係の項中「幼児保育係」を「幼児保育課」に改め、同項の次に次のように加える。

こども家庭センター	家庭相談係、児童相談係、子育て支援係
-----------	--------------------

第33条第2項の表保健医療課の項中「感染症・疾病対策係」の次に「、予防接種推進係」を加え、「、新型コロナワクチン接種対策室」を削り、同表健康・子育て推進課の項を次のように改める。

健康づくり推進課	庶務係、地域保健第一係、地域保健第二係、食育推進係、健診推進室、鳥取東保健センター
----------	---

第33条の2健康・子育て推進課の項中「健康・子育て推進課」を「健康づくり推進課」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第12号までを4号ずつ繰り上げる。

第5章第3節第2款を次のように改める。

第2款 削除

第36条及び第37条 削除

第44条第1項中「鳥取東保健センター、」を削る。

第47条第1項の表気高リサイクル・ドリームハウスの項を削り、同表に次のように加える。

久松地区公民館、醇風地区公民館、遷喬地区公民館、修立地区公民館、日進地区公民館、富桑地区公民館、明德地区公民館、美保地区公民館、美保南地区公民館、稲葉山地区公民館、岩倉地区公民館、面影地区公民館、津ノ井地区公民館、米里地区公民館、倉田地区公民館、若葉台地区公民館、神戸地区公民館、大和地区公民館、美穂地区公民館、東郷地区公民館、大正地区公民館、豊実地区公民館、明治地区公民館、松保地区公民館、湖南	館長
--	----

地区公民館、末恒地区公民館、湖山地区公民館、湖山西地区公民館、賀露地区公民館、城北地区公民館、千代水地区公民館、浜坂地区公民館、中ノ郷地区公民館、宮下地区公民館、谷地区公民館、成器地区公民館、大茅地区公民館、あおば地区公民館、福部地区公民館、河原地区公民館、国英地区公民館、八上地区公民館、散岐地区公民館、西郷地区公民館、用瀬地区公民館、大村地区公民館、社地区公民館、瑞穂地区公民館、宝木地区公民館、逢坂地区公民館、浜村地区公民館、酒津地区公民館、鹿野地区公民館、勝谷地区公民館、小鷲河地区公民館、日置地区公民館、日置谷地区公民館、勝部地区公民館、中郷地区公民館、青谷地区公民館

第50条第1項の表鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の項を削り、同条第2項第7号中「地区公民館及び」を削る。

第56条中「学校給食の開始又は廃止の届出並びに令第3条に規定する国庫補助事業に係る計画の変更、令第7条に規定する事業状況の報告に関する事務及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議の運営に関する事務」を「学校給食の開設又は廃止の届出、令第3条に規定する国庫補助事業に係る計画の変更及び令第7条に規定する事業状況の報告に関する事務、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議の運営に関する事務並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に関する事務」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。